

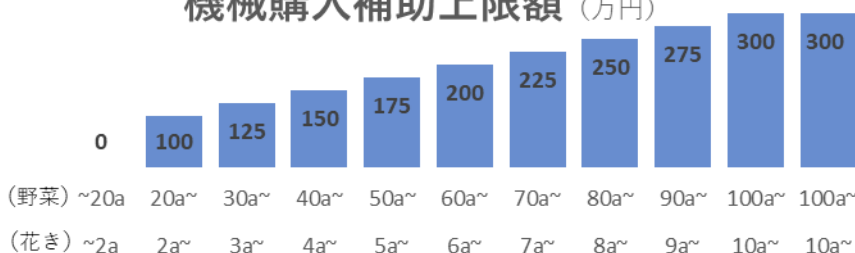
水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業補助金 概要

▼対象者・補助単価

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等	補助条件等
水田野菜栽培条件整備	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 水田を活用して販売用野菜・花きを栽培する本市に住所を有する者 (2) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がない者(以下「完納者」という。)	野菜・花きの栽培を行うほ場での暗渠排水の整備費用	補助対象経費の2分の1又は新たに若しくは拡大して栽培する面積1アールに1万円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、100万円を上限とする。	(1) 販売用野菜の栽培を20アール以上又は販売用花きの栽培を2アール以上新たに又は拡大して行い、その面積を5年間維持すること。 (2) 1年度当たり1回限りとする。 (3) 国、県、市その他関係団体の補助制度等の資金支援を受けている又は受けることが決定している場合は、補助対象としない。 (4) 事前に関係機関が現地確認して、野菜・花きの栽培に適していると認められたほ場であること。
野菜・花き栽培用機械購入補助	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 水田を活用して販売用野菜・花きを栽培する本市に住所を有する者又は本市に住所を有する者3人以上で構成され、購入した機械を共同利用する団体(集落営農組織を含む) (2) 完納者	次に掲げる野菜・花き栽培用の農業機械の購入費用(下取りがある場合は下取り価格控除後の購入費用)。ただし、国、県、市その他関係団体の補助制度等の資金支援を受けている又は受けることが決定している場合は、当該受けている又は受けることが決定している金額を補助対象経費から除くものとする。 (1) 整地・施肥用機械 (2) 播種・育苗・移植用機械 (3) 中耕・追肥・除草機械 (4) 防除機械 (5) 収穫・運搬用機械 (6) 調製・選別用機械 (7) 暗きょ排水用機械 (8) スプリンクラー設備 (9) その他、市長が必要と認めるもの	補助対象経費の2分の1とし、100万円を上限とする。ただし、販売用野菜の栽培面積が20アールから10アール増えるごとに上限を25万円ずつ加算することとする、又は販売用花きの栽培面積が2アールから1アール増えるごとに上限25万円ずつ加算することとする(最大300万円を上限とする)。	(1) 販売用野菜の栽培を20アール以上又は販売用花きの栽培を2アール以上新たに又は拡大して行い、その面積を5年間維持すること。 (2) 1年度当たり1回限りとする。 (3) 中古機械については、安全上及び使用管理上、問題がないものであること。 (4) 中古機械の購入の場合は、販売事業者を介しての購入であること。 (5) 交付を受けた年度から5年以内に農業機械を譲渡し、交換し、又は賃貸しないこと(譲渡が第8条の承継に伴うものであるときを除く)。

※水稲耕作に使用可能な汎用性のある農業機械の購入は、補助対象外です。

機械購入補助上限額 (万円)



▼問合せ・申請窓口
農業振興課(長浜市役所2階)
TEL 65-6522